

## 近江八幡市教育振興基本計画中間見直し

資料 6

～教育基本法抜粋～

(教育振興基本計画)

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

本市は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市の現有する各教育分野の基本計画等を体系付け、今後の総合的な施策を実施するための中長期的な教育行政ビジョン等を網羅的に盛り込んだ「近江八幡市教育振興基本計画」を平成23年度3月に策定した。中間年となる平成28年度は、平成29年度から33年度までの5年間を対象期間として振興計画の見直しを行うものとする。

## &lt;見直しスケジュール&gt;

年月	内容
平成28年12月 ～平成29年2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育長より近江八幡市教育振興基本計画中間評価委員会へ諮問</li> <li>・同委員会開催（3回程度）</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育長へ答申</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民への公聴（パブリックコメント等）</li> <li>・教育委員会3月定例会議案提出</li> <li>・市長ならびに議会へ報告</li> </ul>
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公表</li> </ul>